

# 定 時 総 会 決 議

平成19年5月26日  
三重県司法書士会定時総会

## 決 議 の 趣 旨

三重県司法書士会は、割賦販売法改正にあたり、参入事業者の登録制度や不適正与信防止措置（クレジット会社の共同責任の明文化等）の導入など、消費者被害を未然に防止する観点からの抜本的改正を行うことを、国に求める。

当会としても、今後とも引き続きこの問題に重大な関心を持ち、悪質業者の跋扈を許さぬよう、努力する決意である。

上記決議する。

## 決 議 の 理 由

- 1 近時、住宅リフォームや呉服、貴金属など高額商品の次々販売などに係る悪質商法の被害が大きな社会問題となっているが、これらの被害は、カードを利用しない契約書型（現行割賦販売法では主に「個品割賦購入あっせん」取引に該当）取引によるものに数多く見受けられる。このような被害が発生する背景には、現行の割賦販売法の「個品割賦購入あっせん」に関する規定に、以下のような問題点があることが指摘されている。
  - ① 事業をはじめめるために、認可、登録等が不要であること。
  - ② クレジット会社に契約書面の交付義務がないこと。
  - ③ 行為規制（禁止行為）がないこと。
  - ④ 不適切な与信を防止する動機付けとなる民事規定がないこと。
- 2 現在、経済産業省産業構造審議会割賦販売分科会基本問題委員会において割賦販売法改正についての議論がなされており、法案成立は平成20年4月とも言われている。
- 3 割賦販売法の改正に当たっては、消費者被害が多発している現状に鑑み、こうした被害を未然に防止する観点から、下記のとおり抜本的法改正を行うことが必要不可欠である。
  - ① 登録制度の導入  
登録制度を導入することにより、適格な事業を行うことが出来るもののみがクレジット市場に参入でき、かつ監督官庁が適正な管理を行うことが出来る体制を

整えるべきである。

## ② クレジット会社に対する契約書面交付の義務化

適正なクレジット契約を徹底するためには、クレジット会社に契約書面交付義務を規定すべきである。また、この義務に違反した場合には、一定のペナルティを与えるなど、その実効性を確保する措置を講ずるべきである。

## ③ 行為規制（禁止行為）の明文化

適正な与信を行うための行為規制（不適正与信防止義務）を法文上明記し、違反に対しては行政指導等のペナルティを課すべきである。

## ④ 過剰与信の禁止

悪質商法の被害が多い契約書型クレジット契約で、かつ、訪問販売等の特定商取引法対象取引については、原則として年収の3分の1を超える与信を禁止するなど、債務者の返済能力を超えた与信を禁止し、厳格な総量規制を導入すべきである。

## ⑤ 販売業者（加盟店）とクレジット会社の共同責任化

契約書型クレジット契約は、クレジット会社が、顧客の獲得から契約条件の交渉、契約書の作成まで販売業者（加盟店）に委ねており、販売業者（加盟店）から提出された契約書を厳格に審査しないため、販売業者（加盟店）による悪質商法に利用され、多くの被害が出ている。

悪質な販売方法などにより、売買契約が無効・取消・解除となったときは、販売業者（加盟店）だけでなく、クレジット会社も共同して顧客に対する既払金返還義務を負うべきである。また、クレジット会社は、悪質商法にクレジットが利用されないように販売業者（加盟店）の販売方法等につき調査管理する責任を負うべきである。

## ⑥ 割賦要件の撤廃

現行割賦販売法の規制対象は、クレジット会社に対して「2月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して」支払うことが要件となっているが、1回払いや2回払いのクレジットを利用する悪質販売被害が増加しているため、このような割賦要件は撤廃すべきである。

## ⑦ 指定商品制度の廃止

現行割賦販売法の規制対象は、政令で指定する商品・権利・役務に限定されているため、新たな商品・サービスを扱う悪質商法が行われたときに、被害救済ができないという不都合が生じているため、このような指定商品制度は廃止すべきである。

4 よって、当会は、国および関係機関に対し、決議のとおり要望するとともに、引き続きこの問題に重大な関心を持って取り組む意思を表明するものである。

以上